## 質問書に対する回答

## (工事名) 道東自動車道 狩勝第二トンネル東工事

## 質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	技術提案 性能・機能等の「トンネル坑口部付近の地山強度に対する調査・計画に関する提案」について、「トンネル坑口部付近」とは、坑口部の切土も提案対象として含まれるのでしょうか。	本工事において、貴社の考える坑口部付近に関する提案をお願いします。
2	技術提案 性能・機能等の「トンネル坑口部付近の地山強度に対する調査・計画に関する提案」について、計測工A~Cの追加は技術提案として認められるのでしょうか。	技術提案評価の対象となるか否かについては、貴社でご判断ください。
3	「高盛土の品質管理(ICT等)に関する提案」にて、対象となる高盛土とはSTA.1104+40~STA.1111+00の区間と考えてよろしいでしょうか。 異なる場合は、対象範囲をご教示願います。	設計要領 第一集 土工 建設編及び土木施工管理要領に基づく高盛土が対象となります。
4	「高盛土の品質管理(ICT等)に関する提案」の対象に、高盛土区間にある狩勝第2トンネル終点側本線法留工(STA. 1104+9. 63~STA. 1105+20)のL型擁壁工、コンクリートブロック積工、地盤改良工も含まれるのでしょうか。	「高盛土の品質管理 (ICT等) に関する提案」であれば評価 の対象となります。
5	提案の評価項目①における「地山の強度」とは、具体的にどのような内容を 想定されているのかご教示願います。	地山強度とは、地山の物性値にて表現されるものと考えております。
6	技術提案評価項目のうち、「トンネル坑口部付近の地山強度に対する調査・ 計測に関する提案」について、計測工Cの項目や数量の追加は、協議事項と なって技術提案の評価対象外となるでしょうか。	技術提案評価の対象となるか否かについては、貴社でご判断ください。
7	技術提案評価項目のうち、「トンネル坑口部付近の地山強度に対する調査・計測に関する提案」について、適切な調査・計測の追加実施に関する提案は技術提案の評価対象であり、協議事項とはならず、設計変更対象とならないと考えてよろしいでしょうか。	技術提案で提案いただいた内容は設計変更の対象とはなりません。

番号	質問事項	回 答
8	技術提案において、当初設計で計上されている水抜きボーリングの口径等、 仕様変更に関する提案は、協議事項となるでしょうか。	技術提案で提案いただいた内容は設計変更の対象とはなりません。 なお、入札公告(説明書)7ページの留意事項に記載のとおり、 求める評価項目に対する全て又は一部が、本工事の設計図書に 適合しない、関連法令に接触する若しくは本工事で採用できな い場合は、当該技術提案は不採用となります。
9	ネル坑口部付近の地山強度に対する調査・計測に関する提案」が求められていますが、「坑口部付近」とはDⅢa(H)-2-B及びDⅢa(H)-3-Bの範囲(STA1100+80~STA1102+4)でしょうか。	本工事において、貴社の考える坑口部付近に関する提案をお願いします。
10	入札公告(説明書)の「技術評価項目及び技術評価基準」において、「本工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。 ・設計図書(参考図を除く)において示された仕様の変更を伴う提案」とありますが、調査・計測の結果により掘削補助工法の追加を行う提案は可能でしょうか。	提案は可能ですが、入札公告(説明書)7ページの留意事項に記載のとおり、求める評価項目に対する全て又は一部が、本工事の設計図書に適合しない、関連法令に接触する若しくは本工事で採用できない場合は、当該技術提案は不採用となります。
11	入札公告(説明書)の「技術評価項目及び技術評価基準」において、「本工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。 ・設計図書(参考図を除く)において示された仕様の変更を伴う提案」とありますが、調査・計測の結果により掘削工法を変更する提案は可能でしょうか。	提案は可能ですが、入札公告(説明書)7ページの留意事項に記載のとおり、求める評価項目に対する全て又は一部が、本工事の設計図書に適合しない、関連法令に接触する若しくは本工事で採用できない場合は、当該技術提案は不採用となります。
12	トンネル坑口部において、地表の用地内に計測機器の設置や計測機器を設置 するためのボーリングを行うことは可能でしょうか。	実施にあたっては監督員と受注者とで協議することとなります。
13	I 期線計測として、計測工Cが計画されていますが、計画計測断面に計測機器を増設したり、計測断面を増やしたりすることは可能でしょうか。	実施にあたっては監督員と受注者とで協議することとなりま す。
14	特記仕様書P54 31-8にICT土工を活用した工事に対する取扱いについてとあり、その中に「施工に伴う費用は発注者と受注者とで協議して定めるものとする」とありますが、技術提案でICT土工について提案した内容についても協議対象になると考えてもよろしいでしょうか。	技術提案で提案いただいた内容は協議の対象とはなりません。
15	【入札公告(説明書) 技術評価項目及び技術評価基準】 評価項目③性能・機能(施工計画) 「トンネル坑口部付近の地山強度に対す る調査・計測に関する提案」とありますが、「トンネル坑口部付近」の具体 的測点についてご教示ください。	本工事において、貴社の考える坑口部付近に関する提案をお願いします。